

## 相生市建設工事の総合評価落札方式（簡易型）試行要領

相生市告示第121号（平成19年12月10日）

### （趣旨）

第1条 この要領は、相生市が発注する建設工事の競争入札において、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という）のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な評価によって総合評価を行う方式（以下「総合評価落札方式（簡易型）」という）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

### （対象工事）

第2条 総合評価落札方式（簡易型）により入札を行う工事（以下「対象工事」という）は、次のいずれかに該当するものとし、相生市総合評価落札方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）において決定する。

- （1） 入札者の施工能力及び施工計画と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- （2） その他必要と認める工事

### （総合評価の方法）

第3条 総合評価落札方式（簡易型）で定める評価の方法については、別記の「落札者決定基準」によるものとする。

### （入札方法）

第4条 総合評価落札方式（簡易型）により入札を行うときは、公募型一般競争入、制限付一般競争入札、及び指名競争入札とし、この要領により実施するものとする。

### （学識経験者の意見聴取）

第5条 市長は、総合評価落札方式（簡易型）により入札を行おうとするとき、落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

### （技術審査会の設置）

第6条 市長は、総合評価落札方式（簡易型）の技術審査等を行うため、技術審査会を設置する。

2 技術審査会は下記の業務を行う。

- （1） 総合評価落札方式（簡易型）を行うことの適否

- (2) 総合評価落札方式（簡易型）における落札者決定基準の決定
- (3) 技術資料に関する評価についての審査
- (4) 技術資料の評価結果への照会に対する審議

（入札参加資格設定）

第7条 市長は、実施対象工事の入札に参加させようとする者の資格の設定については、相生市入札参加指名委員会において行うものとする。

（入札参加者への周知）

第8条 市長は、入札参加者に対し入札公告または入札説明書により次の事項を周知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式（簡易型）を採用していること。
- (2) 技術資料を提出すること。
- (3) 価格以外の評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 評価内容の担保
- (6) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (7) 価格以外の評価点について疑義の照会ができること。

（資料の提出）

第9条 入札者は前条第2号の資料を入札参加申込時にすべて提出しなければならない。

（落札者の決定方法）

第10条 市長は、落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とし、学識経験者の意見を聴取した後に、落札者を決定する。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

- (1) 入札価格が予定価格及び希望価格の制限の範囲内にあること。
- (2) 入札者の評価項目に関する提案内容が最低限の要求要件を満たしていること。
- (3) 入札価格が最低制限価格以上の価格であること。

2 評価値が最も高い者が2者以上いる場合は、くじ引きにより決定するものとする。

（落札者の決定通知及び公表）

第11条 落札結果の通知は、落札者決定後、できるだけ速やかに行う。

- 2 入札者は、前項の通知された日から5日以内に、自らの価格以外の評価点について様式第1号により照会を求めることができる。
- 3 市長は、前項の照会に対し、様式第2号により回答するものとする。
- 4 総合評価方式（簡易型）を実施したときは、落札者決定後、相生市の指名競争入札等にかかる公表要領による公表項目に加え、評価値を公表することとする。ただし、評価値は、予定価格及び希望価格の制限範囲内で最低制限価格以上の場合の案件のみ公表するものとする。

（価格以外の評価内容の確保）

- 第12条 落札者決定に反映させた技術資料の記載内容が工事施工にあたって十分に履行されていない場合には、工事成績を減点するものとする。ただし、天候等やむをえないと認められる場合はこの限りではない。
- 2 総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、工事成績評定点の減点又は契約の解除、及び指名停止等の措置を講じることができるものとする。

（技術提案に関する機密の保持）

- 第13条 市長は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱う。ただし、落札者の提案については、その概要について公表する場合がある。
- 2 提案者の了承を得ることなく、提案の一部のみを採用することはしない。

（その他）

- 第14条 市長は、本試行要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において協議し、対応するものとする。

附 則

この要領は、平成19年12月10日から施行する。

様式第1号

価格以外の評価にかかる説明について（照会）

平成 年 月 日

（あて先）相生市長

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
電話番号

印

- 1 説明の対象となる工事名・箇所名  
工 事 名  
箇 所 名
- 2 内容説明を求める事項

様式第2号

相 財 第 号  
平成 年 月 日

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

様

相生市長

価格以外の評価に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
- 2 箇所名
- 3 回答内容

※ 回答内容は評価項目毎の得点までとする。

## 別記 「落札者決定基準」

入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」「企業の信頼性、社会性」をもって入札に参加し、次の①～③の要件に該当する者のうち総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という）の最も高い者を落札候補者とし、学識経験者の意見聴取した後に落札者を決定する。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格及び希望価格の制限の範囲で市長の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とすることがある。

なお、評価値、評価項目及び評価基準については、その都度工事毎に決定する。

- ①入札価格が予定価格及び希望価格の制限の範囲内にあること。
- ②入札者の評価項目に関する提案内容が最低限の要求要件を満たしていること。
- ③入札価格が最低制限価格以上の価格であること。